

平成17年度 第1回鳥取大学放射線安全委員会議事要旨

日 時：平成17年8月31日（水） 午後3時～午後3時30分

場 所：事務局第一会議室 （鳥取地区）
医学部附属病院ＴＶ会議室（米子地区）

出席者：安藤教授（委員長）

高橋教授、豊島教授、小川教授、江坂教授、岸田教授、藤山教授、山野教授
難波教授、木村助教授、今川助教授、鈴木助手

安藤委員長主宰のもとに開会。

1. 放射線障害防止法の改正について

- 木村委員から、資料1により、放射線障害防止法の改正について、これに伴う各事業所の予防規定の改正・届出は、1年以内に行う必要があるとの説明があった。
- 引き続き、木村委員から、今回の法改正により核種によっては（トリチウム、カーボン14等）は規制が緩和され一時的に管理区域外に持ち出し可能となったが（但し、文科省に申請し許可が必要であり、また使用のみで保管、廃棄等は管理区域内）、本学としては従前のとおり管理区域外への持ち出しは原則的に禁止する取扱いにしたいとの提案があり、審議の結果、これを承認した。

2. 平成17年度定期点検の実施について

- 委員長から、資料2により、平成17年度定期点検の実施について提案があり、審議の結果、次のような内容でこれを承認した。

- ・ 実施月日は、従前のとおり検査員と点検立会者が調整のうえ決定する。
 - ・ 検査員は、鳥取地区は木村委員と鈴木委員、米子地区は藤山委員（又は鳥取地区共同利用施設副主任者の山本先生）と山野委員とする。
 - ・ 点検立会者は、地域学部は安藤委員、工学部は江坂委員（又は岸田委員）、農学部は今川委員、鳥取地区共同利用施設は藤山委員と山野委員、医学部は豊島委員、附属病院は小川委員、生命機能研究支援センター遺伝子探索分野は難波委員とする。
- 木村委員から、実施月日は現在のところ鳥取地区は9月末、米子地区は10月を予定しているとの説明があった。
 - 実施月日は決定されしだい、委員に通知することとした。

3. 保健管理センターへの要望事項について

- 委員長から、「放射線障害防止法」及び「電離則」に基づく健康診断について、費用等の点から保健管理センターで実施してもらうよう委員会として要望したいとの提案があり、審議の結果、これを承認した。

4. 作業環境測定について

- 委員長から、労働安全衛生法に基づく放射線の作業環境測定について、法人化以降毎月、鳥取地区と米子地区の放射線取扱主任者等が行っており、作業環境測定業務の負担が大きいため、放射線取扱主任者の業務との両立が困難となっている。委員会としては、将来的に外部委託を検討するよう事務当局に要望したいとの提案があり、審議の結果、これを承認した。

5. 放射線安全委員会の在り方について

- 委員長から、放射線安全委員会の在り方について、相当な専門的知識が必要であるながら、総勢15名という委員数、委員長は2年ごとの各部局の持ち回りということで、以前から効率的にスリムな委員会にならないかと考えており、この際、事務当局に検討してもらってはどうかとの提案があった。

- ・ スリム化というのは、委員数を減らして効率を上げるということでしょうか。
- ・ 委員会の業務の内容が専門的であるので各事業所、関連部局・センターのみで構成し、そこに副学長クラスが委員なり委員長のかたちではいれば、人数的にもスリム化できるのではないかと考えている。
- ・ 生命機能研究支援センターは、放射線だけではなく組換えDNA、動物実験などかなり法律的な事項をかかえており、理事または副学長が安全管理ということに指導的な役割をはたしてほしいと考えている。

以上のような質疑応答があり、審議の結果、理事または副学長を委員長とするかたちで、委員会の在り方を事務的に検討してもらうこととした。

6. 放射性同位元素等に関する管理区域外の点検について

- 木村委員から、「放射性同位元素等に関する点検および報告依頼について(文科省、平成17年2月24日通達)」に関して、本学では放射性同位元素等が見つからなかった旨の報告、および調査に対する各委員の協力に対し謝辞が述べられた。